

## LINE 法人向けサービス「LINE ポイント AD」個別約款

### 第1条（約款の適用範囲）

1. この LINE 法人向けサービス「LINE ポイント AD」個別約款（以下、「個別約款」といいます。）は、「LINE 法人サービス基本約款」（以下、「基本約款」といいます。）第 1 条第 2 項に定める個別約款として、LINE 株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営または管理するサービスまたはアプリケーション（以下、総称して「LINE サービス」といいます。）における広告商品として契約者に提供する「LINE ポイント AD」サービス（以下、「ポイント AD サービス」といいます。）の利用について定めるものです。
2. ポイント AD サービスの詳細な内容、ポイント AD サービスに含まれる個別広告商品の内容、利用料金、契約期間その他の諸条件等は、当社又は代理店別途提供する「媒体資料」（これに類する資料として当社が提示するものを含みます。）、当社が別途定めるガイドライン（「LINE ポイント AD ガイドライン」を含みますが、これに限りません。以下、「ガイドライン」といいます。）および発注書の記載によるものとします。
3. ポイント AD サービスの利用については、基本約款、媒体資料、ガイドラインおよび発注書の全てがあわせて適用されます。これらの内容に齟齬がある場合、発注書、媒体資料、ガイドライン、本個別約款、基本約款の順に各書面に定められた規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条（ポイント AD サービスの内容）

1. ポイント AD サービスは、当社が LINE サービス上に契約者の商品、サービス等（以下「商品等」といいます。）の広告（以下、「契約者広告」といいます。）を掲載し、LINE サービスの顧客（以下、「利用者」といいます。）が契約者広告に対する一定の行動（LINE サービス上または LINE サービス外かを問いません。）を成就した場合（以下、「成果」といいます。）、当該成果に対して、契約者が、当社から LINE サービスその他当社の提携先のサービス上で利用者が利用することができる「ポイント」の受領権を利用者に付与し、当該権利の行使に対して、当社が利用者に対して「ポイント」を付与する広告掲載サービスをいいます。
2. ポイント AD サービスは、契約者広告に対する成果を保証するものではありません。
3. 当社は、ポイント AD サービス及び当社サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、権利侵害などを含みますがこれらに限りません。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。

### 第3条（契約者広告の利用許諾および表明保証）

1. 契約者は、発注書又は別途合意する期日までに、当社が定める規格及び様式により、契約者広告の掲載に必要な画像及びテキスト等（以下、「素材等」といいます。）を当社に提供するものとします。なお、ポイント AD サービスにおける特定のサービスにおいては当社が権利を有するキャラクターを利用することができます。この場合、当社の事前の承諾を得なければならず、当社の定めるガイドラインに従って用いるものとします。
2. 契約者は、商品等、契約者広告及び素材等の権利関係を適切に処理するものとし、当社によるポイント AD サービスでの利用を実現するために、必要な限度で、必要な地域において、必要な期間、利用する権利（複製、翻訳、翻案、改変または公衆送信する権利及び契約者広告に関

する標章(契約者の登録商標を含みます。)を利用する権利を含みます。以下、「本件利用権」といいます。)を、当社に許諾するものとします。

3. 契約者は、当社に対し、以下の事項を表明し保証するものとします。以下の事項が真実に反することに起因して、当社に対し、利用者を含む第三者からクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、契約者は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当社に損害を与えないものとします。
  - (1) 発注書の申込を行う者が、当社に対して申込を行う正当な権限を有していること
  - (2) 素材等が、第三者の権利(著作権、著作者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、実演家人格権を含むが、これらに限られない。)を侵害していないこと。
  - (3) 契約者が、素材等に関し、本件利用権を当社に対して許諾する正当な権限を有していること。
  - (4) 商品等、契約者広告(当社からポイントを受ける権利を利用者に対して付与する行為を含みます。)及び素材等が、適用法令(景品表示法を含みます。)または裁判所、政府機関、規制機関、自主規制機関等の命令・要請を遵守していること
4. 契約者は、契約者広告の掲載にあたり当社が別途定める「広告掲載基準」を遵守するものとします。また、当社は契約者に事前の通知なく広告掲載基準を適宜変更できるものとし、契約者は予めこれを了承するものとします。
5. 当社は、契約者が広告掲載基準で定められた掲載禁止事項に該当している又は、契約者が当社に届け出た契約者広告の内容と異なる商品等を掲載した場合、当該契約者広告の掲載を拒否(掲載中においては、掲載を中止します。)することができるものとし、当社はこれに起因して契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、契約者広告に関して利用者を含む第三者から問合せ、クレーム、損害賠償その他の請求(以下、「問合せ等」といいます。)があったときは、遅滞なく電子メールを含む書面により当社に通知するとともに、これに誠実に対応するものとします。ただし、問合せ等の内容が当社の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当社は当該問合せ等の解決に必要な範囲で契約者に協力します。
7. 当社は、契約者から提供を受けた契約者広告及び素材等を契約者に返還する義務を負わず、保有する必要がなくなった当該契約者広告及び当該素材等を破棄できるものとします。ただし、契約者と当社間で契約者広告及び素材等の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

#### 第4条 (利用料金)

1. ポイント AD サービスにおける利用代金は、発注書(発注書に記載がない場合には媒体資料)によるものとします。なお、発注書において明記されていない限り、利用料金に関する詳細な条件(返金の有無又はキャンセルの可否等を含みます。)については、媒体資料の記載が適用されるものとします。
2. 契約者は、発注書(発注書に記載がない場合には媒体資料とし、媒体資料に記載がない場合には基本約款)により、利用代金の支払方法(前払式、後払式又はこれ以外の方法を含みます。)及び、以下各号の「掲載終了条件」について予め当社と合意するものとし、掲載終了条件のうちいずれか1つの条件が満たされたときをもって、契約者広告の掲載が終了されるものとします。
  - (1) 利用代金の上限金額(以下、「広告予算」といいます。)に至ったとき

- (2) 発生する成果の上限数(以下、「成果上限数」といいます。)に至ったとき
- (3) 契約者広告の掲載期間(以下、「広告掲載期間」といいます。)が満了したとき
- 3. 前項の配信終了後においても、利用者の行動如何によっては、掲載終了条件を超えて広告予算を超過することがあります。この場合、契約者は当該超過分にかかる利用代金を支払う義務を負うものとします。

#### 第5条 (SDK)

- 1. 広告対象となる商品等が「アプリケーション」であった場合、当該アプリケーションに対し、当社が別途指定するソフトウェア(以下、「SDK」といいます。)の組込が必要になる場合があります。
- 2. 契約者が、当社以外の第三者(以下、「効果測定会社」といいます。)が配布する SDK を使用する場合、契約者は効果測定会社が定める利用規約等に同意のうえ SDK を利用するものとします。
- 3. 契約者が、当社の配布する SDK を使用する場合には、以下各号のとおりとします。
  - (1) SDK にかかる知的財産権その他の一切の権利は、当社に帰属するものとし、当社は契約者に対し、ポイント AD サービスでのみ使用することに限定した非独占的、譲渡不能の権利を許諾します。
  - (2) SDK の使用許諾期間は、当社と契約者間でポイント AD サービスにかかる利用契約が有効に存続する期間とし、当該利用契約の終了と同時に、使用許諾も終了するものとします。
  - (3) SDK を改変、リバースエンジニアリングすることを禁止します。
  - (4) SDK を第三者に、公開、配布、販売、貸与、譲渡、再使用許諾することを禁止します。
  - (5) 前二について、当社が別途指示または許諾する場合はこの限りではありません。
- 4. 当社は、契約者による SDK の使用又は不使用により生じた損害及び利用者の環境によりダウンロードされたアプリケーションが起動できなかったことに起因する契約者及び利用者の損害につき、一切責任を負いません。

#### 第6条 (不正な成果発生 の 排除)

- 1. 当社は、当社の定める基準に従って、不正な成果発生を自動的に排除します。
- 2. 前項の不正な成果発生を排除するシステムにかかるアルゴリズムは、そのアルゴリズムの公開により不正な成果発生を誘発するおそれがあるため、契約者を含む第三者に公開しません。
- 3. 当社は、利用者が不正に成果発生後のポイントを得ようとする行為を行った、又は当社が行ったと判断した場合、利用者に対して成果発生後のポイントを付与しません。

#### 第7条 (その他)

- 1. 基本約款第 10 条 3 項を以下の規定を置き換えるものとします。

「3. 当社は、火災、停電、天災地変等の不可抗力、ネットワークおよびシステムの障害等その他、第 4 条または第 5 条の定めにより本サービスの提供を中断又は停止した場合、当該中断又は停止により契約者に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。なお、本サービスの提供の中断又は停止について、当社は事前の通知義務を負わないものとします。」
- 2. ポイント AD サービスにおいて使用する日付及び時間は、特別の定めのない限り、日本国における日付及び時間を基準とします。
- 3. この個別約款は、日本語で書かれたものであり、翻訳されたものと日本語版に相違があった場合、日本語版が優先して適用されるものとします。

以上

(実施年月日)

・2016年4月日 制定